

経済安全保障関連

1 引き続き相互にけん制する米中両国

バイデン政権は、同盟国・同志国との連携を強化しつつ、前政権の取組を維持

トランプ政権下の米国は、中国を「戦略的競争相手」と位置付けて、中国への強硬姿勢を鮮明化し、米中間の対立は、貿易、安全保障、価値観など様々な面に及んだ。1月に誕生したバイデン政権は、中国を「経済力、外交力、軍事力、技術力を組み合わせ、安定的で開かれた国際システムに持続的に挑戦することができる唯一の競争相手」と定義した（3月、「国家安全保障戦略指針（暫定版）」）。

特に、「技術が米中間競争の中核」（1月、サキ大統領報道官）と認識するバイデン大統領は、米国のビジネス行為が結果的に中国の軍事力増強などにつながることを懸念し、中国のスーパーコンピューター関連企業・機関を輸出規制リストである「エンティティリスト」に加え（4月）、これら企業等と米国企業との取引を制限したのに続き、人民解放軍の兵器開発などに協力する企業や、人権弾圧を助長する監視技術を開発する企業等への投資を禁じる大統領令を発する（6月）などの措置を講じた。

また、米国は、製造業の分業体制が世界規模で形成され、製品の原材料の調達から、製造、配送、販売、消費までに至るサプライチェーンが複数国にまたがる中、ある国が重要製品の部品の提供を意図的に停止した場合、自国における製造過程に支障が生じる危険性があることなどを懸念しており、情報技術、半導体、高性能バッテリーなどの重要技

術・製品におけるサプライチェーンの見直しに着手した。バイデン政権は、その一環として、新たなサプライチェーンを同盟国及び同志国を中心に構築することを企図し、我が国や韓国との首脳会談では、半導体などのサプライチェーン再構築で連携することを確認した（4月、5月）。そして、第2回日米豪印首脳会合（9月）の共同声明では、中国を念頭に「威圧にひるまず、自由で開かれ、ルールに基づく秩序を推進する」とした上で、半導体や次世代無線ネットワークなどの重要技術・製品をめぐる、「強じんて、多様性があり、安全なサプライチェーン」構築に向け協力していくことが確認された。バイデン政権のこうした動きは、政府が中国製通信機器などを調達することを禁止するなどしたトランプ前政権の取組を維持したものとも言える。



サプライチェーンに関する大統領令署名に際し半導体を手に説明を行うバイデン大統領（写真提供：CNP/時事通信フォト）

中国は、法整備を実施するなどして対中規制措置をけん制

中国は、米国が中国の大手通信企業に対する半導体供給等を規制する（令和2年〈2020年〉5月、8月）など相次いで対中規制措置を講じる中、外国の規制関連法規規定が中国国内で適用されることを阻止するために「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する規則」を公布・施行した（1月、商務部）。さらに6月には、全国人民代表大会常務委員会で「反外国制裁法」が可決され、即日公布・施行された。同法は、外国による「差別的な制限措置」に対して、法律レベルで対抗措置を講じることを可能とするものであり、その適用対象に「内政干渉」が含まれる（第3条）ことから、同法が経済活動にとどまらず、政治的性質を有する活動にも適用される可能性がある。また、外国による「差別的な制限措置」への協力を禁じる条項（第12条）では、その対象に中国国内の企業・個人だけでなく、第三国の企業・個人も含まれると解釈する余地が残されるなど、外国による対中規制措置を強くけん制する内容となっている。同法第3条に関して、実際、中国は、米国が在香港米国企業などに向けて「事業リスクが高まっている」と勧告を行ったことなどを「深刻な内政干渉」と断定し、米国のロス前商務長官らに「同法に基づき制裁を科す」と発表した（7月）。

米国が重要な製品の一つに位置付ける半導

体について、中国は、「2025年までに自給率を70%に引き上げる」（平成27年〈2015年〉、「中国製造2025」）との目標を掲げている。また、かかる目標達成のため、これまで米国の規制を受けた中国の通信機器会社「中興通信（ZTE）」が米国からの半導体の購入ができなくなり、主要事業活動の一時停止に追い込まれた（平成30年〈2018年〉）ことなども受け、中国は、国内半導体関連企業への所得税減税などの税制優遇措置を改めて講じる（令和2年〈2020年〉7月、国務院）など取組を強化してきた。そして、中国の中長期的な戦略目標である「国民経済・社会発展第14次5か年計画及び2035年長期目標」（3月）では、2035年までに半導体を始め「鍵となるコア技術で重大な突破を実現し、創造型国家の前列に入る」ことが目標に掲げられるとともに、半導体を含む重要技術・製品などの「サプライチェーンの鍵となる部分を中国国内にとどめる」ことが盛り込まれた。こうした方針を受け、実際に中国企業が半導体のサプライチェーン構築に参画する具体的動きも見られたほか、中国の大手通信機器メーカー「華為技術」（ファーウェイ）がスマートフォン用独自OSを発表する（6月）など、重要技術・製品の国産化に向けた中国側の動きが表面化している。

2 国内外において狙われる戦略物資・技術・データ等

中国による海外の技術・製品の獲得動向は継続、我が国における関連動向に要注意

中国は、「国民経済・社会発展第14次5か年計画及び2035年長期目標」（3月）において、「科学技術の自立自強」の実現のため、「独創的なイノベーション主導型の科学技術の難関攻略の強化」や「企業のイノベーションサービス体系の完備」を目標に掲げ、研究予算を

毎年増額するなど、国内のイノベーション環境の整備を進めている。

一方、米国においては、こうした中国の動きについて、「中国は必要な技術や能力を海外企業から得ようとすることが多い」、「依然として特定の外国の技術を求めている」（4月、

米国議会調査局レポート) などと、中国が、引き続き海外からの技術獲得を図る可能性があるとの見方が示されている。

また、中国による「千人計画」等の海外人材の招致計画については、「中国は、最先端の技術や能力を獲得するために、複数の人材招致計画を推進している。これらのプログラムは、中国の産業計画に掲げられた目標を推進し、技術等のギャップを埋めることを目的にしている」(9月、米国議会調査局レポート) などと指摘された。

こうした中、米国では、香港在住の中国人が、米国企業から半導体技術に関する企業秘密を窃取したとして起訴された(2月)ほか、在米中国人が、中国の軍系大学に海洋機器を不正に輸出したとして実刑判決を受けた(9月)。加えて、機械工学を専門とする米国の大学教授が、中国の複数の研究機関との契約状況を米当局に報告しなかったなどとして起訴された(1月)ほか、医療技術を専門とする米国の大学教授が、中国の人材招致計画への参加について虚偽申請を行い、不正に補助金を受領したなどとして起訴された(2月)。

また、ドイツ政府が、中国の軍需関連企業による衛星通信等の技術を扱う企業の買収(令和2年〈2020年〉12月)を、ウクライナ

政府が、中国の軍需関連企業による大手航空エンジン企業の買収(3月)をそれぞれ認めない決定を下すなど、各国において、安全保障上の懸念から、中国による企業買収を阻止する動きが見られた(📌下表)。一方で、中国大手電子機器企業がオランダの子会社を通じて英国の半導体関連企業を買収した(7月)ほか、中国の大手車載バッテリー製造企業がカナダのリチウム資源開発企業を買収する(9月)など、中国による海外企業への投資・買収が相次いだ。

我が国には、半導体製造、素材等の分野で高い技術を有する企業・大学等が多く存在しており、中国企業が我が国半導体企業への投資・買収を行った事例や、我が国研究者が「千人計画」に参加し、中国の軍需産業と特に関わりが深いとされる「国防七校」で研究に従事した事例等も見受けられる。

こうしたことから、今後も、中国が自国内の製造能力や技術の向上のため、我が国企業・大学等有する重要技術・製品の獲得のほか、我が国関連企業を買収や高度な技術を有する人材の招致に向けた働き掛けを行うことが懸念されるため、こうした動向に警戒する必要がある。

中国による企業買収が阻止等された事例

イタリア企業	イタリア政府は、中国企業による同国半導体関連メーカーの買収の禁止措置を閣議決定(3月)
韓国企業	米国財務省は、中国の投資関連企業による韓国・半導体メーカー(米国で上場)の買収に関し、対米外国投資委員会(CFIUS)に買収計画を保留するよう指示(6月)
イタリア企業	イタリア当局は、軍用ドローン等を製造する同国企業の株式の取得(75%)を当局に申告しなかったとして、中国とイタリアの企業関係者を起訴(9月)
英国企業	英国政府は、同国規制当局に対し、安全保障上の懸念から、中国人研究者による軍事転用可能な同国の先端素材開発企業を買収について審査するよう指示(9月)

(当庁作成)

3 経済安全保障分野における公安調査庁の取組

公安調査庁は、経済安全保障に係る国内外での関心の高まりを受けて、関連の情報収集や対外発信を強化している。2月には、長官・次長直轄の「経済安全保障関連調査プロジェクト・チーム」を発足させ、経済安全保障関連の企画・調査に関する機能を拡充した。また、4月には、経済安全保障に係るリーフレット及び動画を公表するとともに、ホームページ上に特集ページを開設した。さらに、産学官連携の強化が不可欠であるとの認識の下、我が国の経済安全保障を脅かす技術やデータ、製品の流出等に関する専用の連絡・相談窓口を設けた上で、企業や経済団体等との意見交換・講演等を積極的に実施している。公安調査庁は、引き続き、技術・製品流出の防止等に資する情報収集・分析に努め、経済安全保障に係る政府の施策に貢献していく。

(P.64「5 大量破壊兵器関連物資等をめぐる動向」)



経済安全保障特集ページ



「SECURITY SHOW」(3月、東京ビッグサイト)



「経済安全保障啓発リーフレット」(4月)



経済安全保障についての講演会(4月、日本経済団体連合会)